

音更町プレミアム付商品券取扱店募集要項

1. 目的

音更町は消費税・地方消費税率引き上げが、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的としてプレミアム付商品券を発行する。

2. 商品券の概要

- (1) 名称 音更町プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）
- (2) 発行者 音更町
- (3) 取扱期間 令和元年10月1日（火）～令和2年3月15日（日）
- (4) 額面/プレミアム率 1セット5,000円（うちプレミアム分25%）
- (5) 販売価格/購入上限 1セット4,000円（購入上限1人5セット）
- (6) 発行予定額 22,500万円（45,000セット）
- (7) 購入対象者
 - ①令和元年度住民税非課税者（ご自身を扶養している人が課税されている場合や生活保護被保護者等を除く）
 - ②平成28年4月2日～令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主
- (8) 販売方法 購入対象者に事前に交付した購入引換券を提示した者に対し販売

3. 商品券取り扱い厳守事項

- (1) 商品券は、物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (2) 商品券の第三者への転売・譲渡及び換金を行うことはできません。
- (3) 商品券額面以下の使用の場合であっても、お釣りはお渡しできません。
- (4) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 有効期限を過ぎた商品券は受け取ることはできません。
- (6) 商品券の盗難・紛失・滅失又は偽造・模造等に対し、発行者はその責を負いません。

4. 商品券の使用対象にならないもの

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料等の公租公課など消費の下支えにならないもの
- (6) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (7) その他この商品券の発行の主旨にそぐわないもの、各参加店が指定するもの

5. 取扱店の登録資格等

音更町内で事業を行っている方で、商品券での取扱いができる事業者とします。ただし、次の事業者を除きます。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する営業を行なっている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者
- (3) 上記 4. 商品券の使用対象にならないものに記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

6. 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、配布されるポスター、のぼり旗等を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに音更町の担当部署に報告してください。
- (3) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、既に取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否してください。
- (4) 商品券の交換及び売買は行なわないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (5) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (6) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。

7. 申込について

(1) 申込方法

申し込みを希望される方は、この「募集要項」に同意のうえ、「音更町プレミアム付商品券」取扱同意書兼申込書（以下申込書という）に必要事項を記入し、音更町商工会へ郵送又は持参ください。また、町内に複数の店舗を持つ事業所であっても、店舗ごとに申込書を作成のうえ、提出してください。登録料は無料です。

なお、申込書は音更町商工会のホームページからもダウンロードできます。

（FAX、メールでの申し込みはできません）

(2) 申込期間

令和元年8月5日(月)から令和元年8月20日(火)まで(必着)

※申込は8月21日以降も受付できますが、「購入引換券」の送付時に同封する「音更町プレミアム付商品券取扱店」一覧表など紙媒体への記載ができない場合があります。あらかじめご了承ください。

(3) 取扱店の登録

取扱店として登録した事業者には、改めて音更町商工会から店頭等に掲示していただくポスター・のぼり・取扱店登録証明書及び換金請求書等を配布します。

8. 換金について

(1) 換金方法

取扱店は、消費者から受け取った商品券を随時、事前に換金手続を指定した町内金融機関(北洋銀行木野支店、北海道銀行音更支店、帯広信用金庫音更支店、帯広信用金庫木野支店、網走信用金庫音更支店、音更町農業協同組合本所、木野農業協同組合本所)に、換金請求書に必要事項を記入のうえ、使用済商品券を添え取扱金融機関に持参してください。その際、商品券裏面に取扱店が記入されているかご確認してください。

(2) 支払方法

取扱金融機関は、使用済商品券等を精査後、取扱店からあらかじめ指定のあった預金口座に商品券換金金額を速やかに振込します。

(3) 換金手数料

3%(換金時に差引します)※音更町商工会員は無料です。

(4) 換金請求期間

令和元年10月1日(火)から令和2年3月18日(水)まで。

※請求期限を過ぎて換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

9. 取扱店の取消等

この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

10. その他留意事項

(1) この「募集要項」に記載されていない事項は、別途協議いたします。

(2) 取扱店情報(店舗名称、業種等)は、「音更町プレミアム付商品券取扱店」一覧表、音更町商工会ホームページ等により広報します。

以上